

旭市告示第205号

本市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成17年11月12日から効力を生ずる。

平成17年11月11日

旭市長 伊藤 忠良

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
倉橋	塙谷	倉橋	向日台	696の2 697の2 697の3 745の2 745の3 746の2 748の3~748の5 750の2 750の3
			大橋戸	915~934 935の1 935の2 936
			笹山	937~945 946の1 947の1 948の1 950の1 951の1
			池田	952~987 字 池田西入 988、989、990の1、991~993に隣接する水路である公有地の全部
			池田西入	988 989 990の1 991~993
			東野場外	1,005、1,010、1,013の1、1,013の2に隣接する道路である公有地の全部
			今塚	1,030の4 1,031の4 1,032の4 1,033の2 1,060の2 1,060の4 1,061の2 1,061の4 1,061の5 1,068の3 1,068の4 1,069の3 1,070の3
		三川	倉橋前	14,848の3 字 笹山 946の1の地先の水路である公有地の一部 大字 三川 字 倉橋前 14,838の1、14,838の2に隣接する水路である公有地の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成16年6月10日現在の土地登記簿謄本によるものである。